

佐賀県地域維持型共同企業体試行要領（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>第1条～第8条 略 （存続期間等）</p> <p>第9条 対象業務に係る委託契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該契約の履行後3月を経過する日までとするが、必要がある場合は、当該契約履行後3月を超え12月以内の日までとすることができる。なお、当該業務につき<u>かし担保責任</u>がある場合は、当該期間満了後においても、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第10条～第11条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 （存続期間等）</p> <p>第9条 対象業務に係る委託契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該契約の履行後3月を経過する日までとするが、必要がある場合は、当該契約履行後3月を超え12月以内の日までとすることができる。なお、当該業務につき<u>契約不適合責任</u>がある場合は、当該期間満了後においても、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第10条～第11条 略</p> <p>附 則 この要領は、令和2年6月24日から施行する。</p>